

事 務 連 絡

令和3年8月27日

関係各位

公益財団法人全日本空手道連盟 事務局

諸規程の改定等について(通知)

令和3年8月21日に開催された第11回定時評議員会及び第32回理事会理事会において、下記の諸規程の改定等が行われましたので、お知らせいたします。

記

<規程の改定について>

- ・ [役員等の選出基準に関する規程](#)
- ・ [評議員及び役員を選出基準に関する規程](#)
- ・ [公認審判員規程](#)

以上

役員等の選出基準に関する規程

(改定前)	(改定後)	(備考)
<p>附 則</p> <p>1. この規程は、平成24年4月1日より施行する。</p> <p>2. この規程は、平成24年12月7日より施行する。</p> <p>3. この規程は、平成28年5月14日より施行する。</p> <p>4. この規程は、平成33年3月31日をもって廃止する。</p> <p>5. この規程は、平成29年5月13日より施行し、平成33年3月31日をもって廃止する。</p> <p>6. この規程は、令和3年2月17日より施行し、前項後段にかかわらず令和4年3月31日をもって廃止する。</p>	<p>附 則</p> <p>1. この規程は、平成24年4月1日より施行する。</p> <p>2. この規程は、平成24年12月7日より施行する。</p> <p>3. この規程は、平成28年5月14日より施行する。</p> <p>4. この規程は、平成33年3月31日をもって廃止する。</p> <p>5. この規程は、平成29年5月13日より施行し、平成33年3月31日をもって廃止する。</p> <p>6. この規程は、令和3年2月17日より施行し、前項後段にかかわらず令和4年3月31日をもって廃止する。</p> <p><u>7. この規程は、前項までの規定にかかわらず令和3年8月21日をもって廃止する。</u></p>	<p>・オリンピック終了までとしていた現行の規程は、8月の評議員会終了とともに廃止する。</p>

評議員及び役員の選出基準に関する規程

(改定前)	(改定後)	(備考)
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>	

<p>(定年)</p> <p>第1条 評議員、理事定年は、満70歳とする。</p> <p>2. 前項において、会長、副会長は、候補者を含みその限りでない。</p> <p>3. 前項において、定年を超えた会長候補理事または副会長候補理事が選任された後の理事会において会長または副会長に選任されなかった場合は、直次の評議員会において解任の決議を行う。ただし、当該の評議員会において解任が否決された場合は定款第25条に定める任期に従う。</p> <p>(就任期間の延長)</p> <p>第2条 任期中に定年を迎えた評議員、又は理事は、その年度終了まで任期を延長することができる。</p> <p>2. 任期中に定年を迎えた専務理事は、その任期期間中は在任することができる。</p> <p>3. 前2項にかかわらず、定款第12条又は第25条に定める任期が満了したときは、定款に従う。</p>	<p>(定年)</p> <p>第1条 評議員、理事は、<u>それぞれ選任時満71歳未満、満73歳未満の者</u>とする。<u>ただし、評議員会が連盟の運営に支障があると判断した場合など特別の事情があるときは、その限りではない。</u></p> <p>2. 前項において、会長並びに副会長は、候補者を含みその限りではない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般法人法に従い、定年に依らず任期を理事2年、評議員4年とするため年齢制限を“選任時”とする。 オリンピック後は定年を70歳に戻すという案であったが、①定年を70歳に戻すと常任理事は約8割、理事は約6割が定年を迎えることになり、連盟の運営に支障をきたす②定年が延長されている世間の情勢を考慮する、ということから定年が75歳になるよう評議員、理事の選任時年齢をそれぞれ71歳未満、73歳未満とした。
--	---	---

<p>(職務の委嘱)</p> <p>第3条 定年退職した役員に、必要に応じて職務を委嘱することができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 評議員</p> <p>(評議員候補者の推薦)</p> <p>第4条 評議員は、加盟団体規程第2条に規定された都道府県空手道連盟並びに競技団体より推薦された次の各号に示す人数の者を候補者として選出し、評議員会の議を経て会長が任命する。</p> <p>(1) 都道府県連盟 各1名 (2) 競技団体 各2名</p> <p>(理事会推薦)</p> <p>第5条 理事会は、前条のほか学識経験者の中から評議員候補者を評議員会に推薦するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 理事</p> <p>(理事の選出)</p> <p>第6条 理事は、加盟団体規程第2条に規定され</p>	<p>(職務の委嘱)</p> <p>第2条 定年退職した役員に、必要に応じて職務を委嘱することができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 評議員</p> <p>(評議員候補者の推薦)</p> <p>第3条 評議員は、加盟団体規程第2条に規定された都道府県空手道連盟並びに競技団体より推薦された次の各号に示す人数の者を候補者として選出し、評議員会の議を経て会長が任命する。</p> <p>(1) 加盟都道府県連盟 各1名 (2) 加盟競技団体 各2名</p> <p>(理事会推薦)</p> <p>第4条 理事会は、前条のほか学識経験者の中から評議員候補者を評議員会に推薦するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 理事</p> <p>(理事の選出)</p> <p>第5条 理事は、加盟団体規程第2条に規定された</p>	
--	---	--

<p>た地区協議会並びに競技団体より推薦された次の各号に示す人数を候補者として選出し、評議員会の議を経て会長が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 関東地区協議会 3名 (2) 近畿地区協議会 2名 (3) 九州地区協議会 2名 (4) 北海道地区協議会 1名 (5) 東北地区協議会 1名 (6) 北信越地区協議会 1名 (7) 東海地区協議会 1名 (8) 中国地区協議会 1名 (9) 四国地区協議会 1名 (10) 競技団体 各1名 <p>2. 以下の各委員会は理事候補者を1名選出するものとし、評議員会の議を経て会長が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中央技術委員会 (2) 審判委員会 (3) 選手強化委員会 (4) メディア広報委員会 (5) 女性委員会 (6) アスリート委員会 <p>(理事会推薦)</p> <p>第7条 理事会は、前条のほか学識経験者の中か</p>	<p>地区協議会並びに競技団体より次の各号に示す人数を候補者として選出し、評議員会の議を経て会長が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 関東地区協議会 3名 (2) 近畿地区協議会 2名 (3) 九州地区協議会 2名 (4) 北海道地区協議会 1名 (5) 東北地区協議会 1名 (6) 北信越地区協議会 1名 (7) 東海地区協議会 1名 (8) 中国地区協議会 1名 (9) 四国地区協議会 1名 (10) 加盟競技団体 各1名 <p>2. 以下の各委員会は理事候補者を1名選出するものとし、評議員会の議を経て会長が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中央技術委員会 (2) 審判委員会 (3) 選手強化委員会 (4) メディア広報委員会 (5) 女性委員会 (6) アスリート委員会 <p>(理事会推薦)</p> <p>第6条 理事会は、前条のほか学識経験者の中から</p>	
--	---	--

<p>ら理事候補者を評議員会に推薦するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 監事</p> <p>(監事候補者の推薦)</p> <p>第8条 監事は、本連盟定款第21条に定める3名の範囲内で、理事会が評議員会に推薦するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則</p> <p>(規程の改正)</p> <p>第9条 この規程の改正は、評議員会の決議にもとづき、改正することができる。</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none">1. この規程は、平成33年4月1日より施行する。2. この規程は、平成29年5月13日に一部を改定し、平成33年4月1日より施行する。3. この規程は、令和3年2月17日に一部を改定し、令和4年4月1日より施行する。	<p>理事候補者を評議員会に推薦するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 監事</p> <p>(監事候補の推薦)</p> <p>第7条 監事は、本連盟定款第21条に定める3名の範囲内で、理事会が評議員会に推薦するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則</p> <p>(規程の改正)</p> <p>第8条 この規程の改正は、評議員会の決議にもとづき改正することができる。</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none">1. この規程は、平成33年4月1日より施行する。2. この規程は、平成29年5月13日に一部を改定し平成33年4月1日より施行する。3. この規程は、令和3年2月17日に一部を改定し令和4年4月1日より施行する。<u>4. この規程は、上記の附則3にかかわらず令和3年8月21日に一部を改定し、同日より施行する。</u>	
--	--	--

公認審判員規程

(改定前)						(改定後)						(備考)	
別表 2						別表 2						<p>・必要な資格を明記</p>	
種別	公認 段位	審判	技術資格	年 齢	権限	種別	公認 段位	審判	技術資格	年 齢	権限		
全国 形審 判員	A 級	6段 以上	全国形審判員 B 級のほか 公益財団法人日本スポー ツ協会公認空手道コーチ 4 の資格保持者	満 3 6 歳 以上	全国規模 の主審、 副審	全国 形審 判員	A 級 B 級	6段 以上	全国形審判員 B 級のほか 公益財団法人日本スポー ツ協会公認空手道コーチ 4 の資格保持者		満 3 6 歳 以上		全国規模 の主審、 副審
	B 級		全国組手審判員のほか公 益財団法人日本スポーツ 協会公認空手道コーチ 3 以上の資格保持者		全国規模 の副審				全国組手審判員のほか公 益財団法人日本スポーツ 協会公認空手道コーチ 3 以上の資格保持者				全国規模 の副審
地区 形審 判員	A 級	5段 以上	地区形審判員 B 級のほか 公益財団法人日本スポー ツ協会公認空手道コーチ 2 以上の資格保持者	満 3 0 歳 以上	地区規模 の主審、 副審	地区 形審 判員	A 級 B 級	5段 以上	地区形審判員 B 級のほか 公益財団法人日本スポー ツ協会公認空手道コーチ 2 以上の資格保持者		満 3 0 歳 以上		地区規模 の主審、 副審
	B 級		地区組手審判員のほか公 益財団法人日本体育協会 公認空手道コーチ 2 以上 の資格保持者		地区規模 の副審				地区組手審判員のほか公 益財団法人日本体育協会 公認空手道コーチ 2 以上 の資格保持者				地区規模 の副審
									<p>地区形審判員資格保持者</p> <p>都道府県形審判員資格保持者</p>				

都道府県 形 審判員	4段 以 上		地区組手審判員のほか公 益財団法人日本スポーツ 協会公認空手道コーチ1 以上の資格保持者	満 25 歳 以 上	都道府県 の主審、 副審		都道府県 形 審判員	4段 以 上		地区組手審判員のほか公 益財団法人日本スポーツ 協会公認空手道コーチ1 以上の資格保持者	満 25 歳 以 上	都道府県 の主審、 副審	
------------------	--------------	--	---	------------------------	--------------------	--	------------------	--------------	--	---	------------------------	--------------------	--